

入札結果の公表

町が発注する建設工事、業務委託、物品購入等の入札結果のうち、主なもの（落札金額が工事500万円以上・業務委託300万円以上・物品購入等200万円以上）について公表します。

なお、そのほかの結果も含め、全入札結果は、入札情報サービス、役場受付行政情報コーナー、財政課で公表しています。

問 財政課契約管財班 ☎ (70) 0312

注：金額は税込表示

6月14日一般競争入札実施分

- 件名 町立白里小学校旧校舎改築工事（電気設備工事）
場所 大網白里町南今泉3349番地
落札業者 大崎電設(株)
落札金額 40,070,863円
- 件名 浄化センター腐植質脱臭剤交換業務
場所 大網白里町四天木556番2
落札業者 (株)ウォーターエージェンシー
落札金額 3,570,000円

6月28日一般競争入札実施分

- 件名 舗装補修工事
場所 大網白里町大竹地内
落札業者 堀内建設(株)
落札金額 12,264,000円
- 件名 排水整備工事
場所 大網白里町南横川(弥幾野)地内
落札業者 (株)鈴木工務店
落札金額 7,245,000円
- 件名 都市計画基本図作成業務
場所 大網白里町大網他地内
落札業者 (株)つくも
落札金額 36,225,000円
- 件名 町有地管理及び庁舎敷地内樹木管理業務
場所 大網白里町大網115番地の2外
落札業者 (有)関本園
落札金額 3,937,500円
- 件名 町立小・中学校給食備品(トレイ)購入
場所 大網白里町みどりが丘三丁目18番地の3 大網小学校外9校
落札業者 新日本厨機(株)
落札金額 3,695,422円
- 件名 全庁ネットワーク更新賃借(その2)
場所 大網白里町大網115番地の2
落札業者 I B J L 東芝リース(株)

- 落札金額 14,757,435円
備考 33ヶ月間(H24.9.1~H27.5.31)の長期継続契約
- 件名 町立小・中学校図書管理システム機器等賃借
場所 大網白里町季美の森南一丁目28番地 季美の森小学校外9校
落札業者 日本教育情報機器(株)
落札金額 7,805,700円
備考 5年間(H24.9.1~H29.8.31)の長期継続契約

6月29日指名競争入札実施分

- 件名 清名幸谷供給所No2球形ガスホルダー第2回開放検査工事
場所 大網白里町清名幸谷252-1 清名幸谷供給所内
落札業者 関東建設(株)
落札金額 40,845,000円
- 件名 国保大網病院医事業務
場所 大網白里町富田884番地1
落札業者 (株)ニチイ学館
落札金額 135,626,400円
備考 3年間(H24.10.1~H27.9.30)の長期継続契約
- 件名 介護保険システム機器等賃借
場所 大網白里町大網115番地の2
落札業者 リコーリース(株)
落札金額 10,710,000円
備考 5年間(H24.8.1~H29.7.31)の長期継続契約
- 件名 児童扶養手当システムハードウェア賃借
場所 大網白里町大網115番地の2
落札業者 富士通リース(株)
落札金額 4,932,900円
備考 5年間(H25.1.1~H29.12.31)の長期継続契約

後期高齢者医療制度「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行

後期高齢者医療制度では、被保険者の世帯全員が非課税世帯の場合、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行することができます。この申請を行うと、入院時の自己負担限度額や食事が医療機関で減額されます。また、すでに交付を受けていて「低所得者Ⅱ」かつ「入院期間90日以上」の方（長期該当者）は、再度、申請して

自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円

入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

低所得者Ⅰ		100円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヵ月で90日を超える入院	160円

※低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方
 ※低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外）

いたたくと食事代をさらに減額することができます。申請は、随時受け付けています。

問 千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課 ☎ 043(308)6768

▼持ち物Ⅱ身分証明書、印鑑
※長期該当者は入院期間を証明するもの（領収書等）
申・問 住民課国保年金班 ☎ (70) 0334

外国人の国民健康保険加入要件が変更

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」等の改正に伴い、国民健康保険に加入する外国人の要件が変更されました。

▶変更前の加入要件=外国人登録をしており、1年以上の在留期間がある方

▶変更後の加入要件=適法に3ヵ月を超えて在留する方

※ほかの健康保険加入者・生活保護受給者・在留資格が「外交」の方・在留資格のない方は加入できません

問 住民課国保年金班 ☎ (70) 0334

ねんきんナビ

お得な付加年金

月々の定額保険料に400円(付加保険料)をプラスして納付すると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができます。

▶加入できる人=第1号被保険者(学生、自営業の方等)

※国民年金基金に加入している方や保険料の免除を受けている方は付加年金保険を納付することができません

※定額のため、物価スライド(増額、減額)はありません

▶付加保険料をかけた場合の年間受け取り額=200円×付加納付月数

例) 付加年金を10年間納めた場合
 納付 400円×10年(120月)=48,000円
 受給 200円×10年(120月)=24,000円(1年間に受け取る付加年金額)
 2年間で支払った保険料と同額になるため大変お得です。

付加年金年間受け取り額早見表

付加保険料納付額	1年間で受け取る付加年金	2年間で受け取る付加年金	3年間で受け取る付加年金
1年 4,800円	2,400円	4,800円	7,200円
5年 24,000円	12,000円	24,000円	36,000円
10年 48,000円	24,000円	48,000円	72,000円
15年 72,000円	36,000円	72,000円	108,000円
20年 96,000円	48,000円	96,000円	144,000円
25年 120,000円	60,000円	120,000円	180,000円
30年 144,000円	72,000円	144,000円	216,000円
35年 168,000円	84,000円	168,000円	252,000円
40年 192,000円	96,000円	192,000円	288,000円

問 住民課国保年金班 ☎ (70) 0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～任意後見制度を活用しましょう～

老後の生活について考えたことがありますか。自分ではいくら大丈夫と思っても、人は年齢を重ねると次第に物事を判断する能力が衰えてくる場合があります。将来、困らないように備えておく制度として、任意後見制度があります。

◇任意後見制度とは

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、財産の管理や介護サービス・日常生活の事務について支援をお願いしておく制度です。本人と任意後見人になる人との同意に基づいた、任意後見契約で成立します。

◇任意後見人をお願いできる人

成人であれば、信頼できる人を任意後見人にすることができます。法人も任意後見人になることができます。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

問 地域包括支援センター ☎ (70) 0439 FAX (70) 1093

在宅介護支援センターおおみ緑の里 ☎ (73) 5146

在宅介護支援センター杜の街 ☎ (70) 1666

※今月の出張相談(白里公民館)は3日(金)と17日(金)13時30分から15時30分です

＜任意後見人になることができる人＞

- ・親族
- ・友人
- ・弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家
- ・法人(社会福祉協議会等の社会福祉法人等)

◇任意後見制度の利用方法

①任意後見契約を締結するには、公証役場で公正証書を作成する必要があります。支援する人と内容が決まれば、公証役場へ行き、手続きをします。全国の、どの公証役場でも手続きを行うことができます。また、本人の体調等により公証役場へ行けない場合、出張してもらえます。

②本人の判断能力が低下してきたら、家庭裁判所へ申し立てを行います。申し立てを行った後、任意後見監督人が選任され、支援する人は正式に任意後見人となり、その監督のもとに契約が開始します。